



野洲市景観形成方針



平成 23 年 9 月

野洲市

《 目 次 》

はじめに	1
1. 野洲市の景観の現状	2
(1) 野洲市の景観の構成	2
(2) 類型ごとの景観.....	3
① 自然景観	3
② 田園景観	7
③ 集落景観	7
④ 歴史・文化景観.....	8
⑤ 道路景観	9
⑥ 公園・緑地景観.....	9
⑦ 市街地景観.....	10
2. 良好な景観形成に向けての課題	13
3. 景観形成の方針	14
(1) 景観の将来像	14
(2) 良好な景観形成に向けての基本方針	16
① 自然、田園、歴史・文化景観が調和した野洲らしい景観の保全.....	16
② 市の活性化と一体的な良好な市街地景観の創出.....	16
③ うるおいのある景観の再生.....	16
④ 市民・事業者・公共との協働による景観の形成.....	16
4. 実現に向けて.....	17
(1) 野洲市景観計画.....	17
(2) 他制度.....	18
資料編	19

はじめに

野洲市は、三上山を中心とした山地・河川・琵琶湖などの美しい自然景観、広がりのある田園景観、神社・仏閣などの歴史・文化景観、これらが調和して野洲らしい景観を呈しており、これらを次世代に継承していく必要があります。

しかしながら、高度経済成長を背景に、経済性や効率性、機能性を重視したまちづくりが進み、市民生活の利便性が高まった反面、美しい景観への配慮を欠いた雑然としたまち並みが形成されつつあります。

このような中、現在の野洲市の景観施策は、広域的な観点である滋賀県景観計画に基づいておりますが、野洲市の特性に応じた、きめ細やかな景観施策が必要になります。

このようなことから、市では、学識経験者、関係団体代表者、公募市民で構成する「野洲市の景観を考える委員会」を立ち上げ、市民及び事業者へのアンケート調査や市民ワークショップで得られた市民意向を踏まえた検討を重ねていただき、景観形成方針を作成しました。（※方針作成経過は資料編参照）

本方針は、野洲市の景観の現状と課題を整理したうえで、良好な景観形成に向けての将来像を定め、それを具現化するための基本方針、実現に向けての方策などをまとめたものです。

美しい景観は、かけがえのない市民共有の財産です。これらの景観を守り、育て、次世代へと引き継いでいくことは、わたしたちの使命であります。私たち一人ひとりがふるさと野洲への愛着と誇りを持ち、「住みたい、住んで良い、住み続けたいまち」をめざし、市民・事業者・公共の協働により、本方針に基づき、景観法に基づく景観計画をはじめとする他制度も含めた、総合的・一体的な景観まちづくりを進めていきます。

「景観」とは

『景観』とは、野洲市では、『地域の自然、歴史、文化など人々の生活、経済活動などさまざまな景観要素によって作られる、人の目に映る景色』とします。

良好な景観は、自然のみといった単一の要素で構成された景観だけではなく、人々の生活など、複数の要素が調和することによって作られるものです。

そのため、単一の景観保全を行うだけでなく、全体として調和する景観の形成を進めていくこととします。

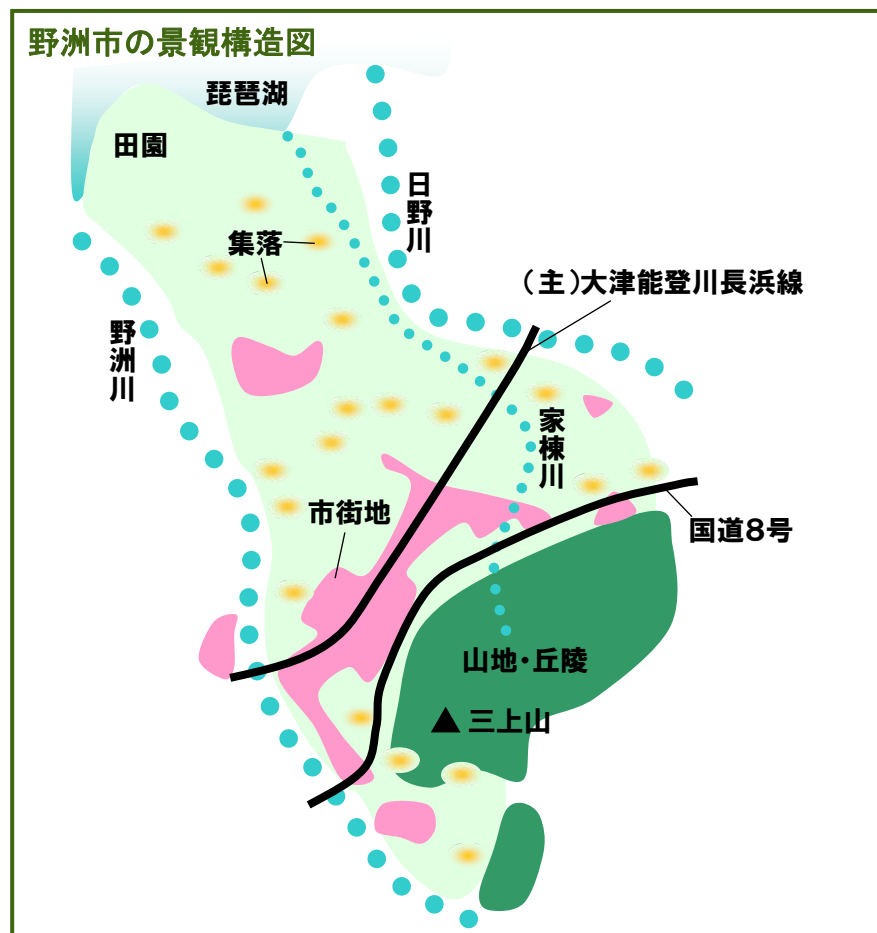
1. 野洲市の景観の現状

(1) 野洲市の景観の構成

野洲市は、三上山を中心とする南東部の『山地・丘陵部』、山地から琵琶湖に向かって緩やかに広がる『平地部』、山地から琵琶湖に注ぐ野洲川、日野川、家棟川などの『河川』、そして日本最大の湖である『琵琶湖』によって構成されています。

山地・丘陵部は、三上山を中心とする山々や裾野に広がる里山が、自然豊かな、まとまりのある景観を形成しています。

平地部は、実り豊かな田園がほとんどを占め、その中に点在する集落や神社仏閣などと調和した景観を形成しています。あわせて、野洲駅の周辺や国道8号沿道、西河原周辺などの市街地では、建築物等が集積した市街地景観を形成しており、大規模建築物や幹線道路とともに、平地部の景観を形成しています。



(2) 類型ごとの景観

野洲市の景観を構成する、「自然景観」、「田園景観」、「集落景観」、「歴史・文化景観」、「道路景観」、「公園・緑地景観」、「市街地景観」ごとに、『残したい景観』、『改善したい景観・創出したい景観』について整理しました。

① 自然景観

【空】

残したい景観

- ・ 細い月までが見える大きな空が広がっています。



【山地・丘陵】

残したい景観

- ・ 三上山をはじめとする16座の山々、希望が丘文化公園、御池などのため池、段々畑などを有し、自然環境を身近に感じられる地域となっています。
- ・ 三上山から妙光寺山、鏡山などに連なる山地、丘陵地は、風致地区などに指定されており、美しい山並みの保全が図られています。
- ・ 山地の裾野には、集落や田園などと一体となった落ち着いたあふる里山景観が形成されています。
- ・ 西側に比良山系が、東側に鈴鹿山脈を望むことができ、良好な眺望景観を形成しています。



妙光寺山と希望が丘文化公園



比良山の眺望

改善したい景観
創出したい景観

- ・ 眺望に電線などが支障とならないように配慮が必要になっています。

【三上山】

残したい景観

- ・ 三上山は、富士山に似た円錐型の山容から「近江富士」と呼ばれ、近江を代表する秀麗な眺望景観の一つとなっています。
- ・ 三上山と野洲川、田園、集落および神社仏閣などが調和して、野洲らしい景観を形成しています。
- ・ 琵琶湖周辺の景観資源として、市域のみならず、滋賀県内の重要な役割を担っており、良好な眺望景観の保全が求められています。



三上山と錦織寺



三上山と御池



三上山と野洲川



三上山と田園



三上山と集落



三上山と幹線道路

改善したい景観 創出したい景観

- ・ 大規模建築物などにより、良好な三上山の眺望が損なわれており、周辺の建築物などの景観誘導が必要となっています。
- ・ 三上山においてナラ枯れが生じており、改善が必要となっています。

【琵琶湖湖岸】

残したい景観

- ・ マイアミ浜、あやめ浜などの白砂青松の砂浜があり、比良山系の眺望を背景に、琵琶湖を取り巻く良好な湖岸景観を形成しています。
- ・ 吉川緑地や江口川親水公園などにおいては、今では失われてしまった内湖をほうふつする湖岸沿いの典型的な景観が形成されています。



琵琶湖湖岸

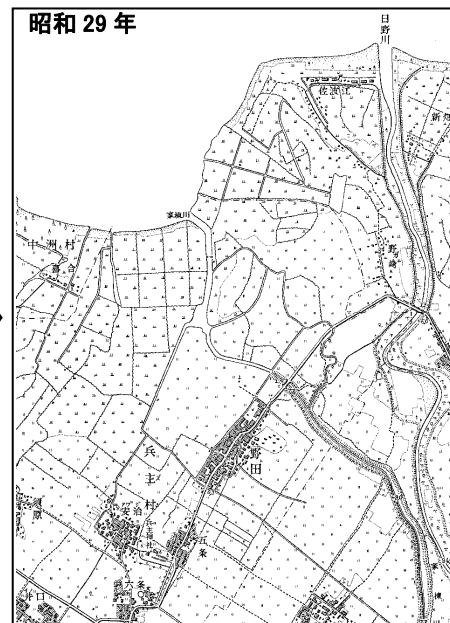
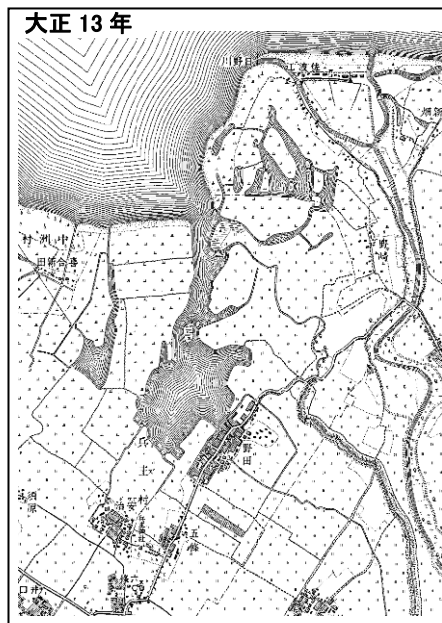


吉川緑地

改善したい景観 創出したい景観

- ・ 湖岸道路沿いの野積みされた資材や散乱するゴミが景観を阻害しており、改善が求められています。
- ・ 葦群落や内湖の再生が求められています。

内湖の変遷



資料：国土地理院旧版地図

【河川】

残したい景観

- ・野洲川の廃川敷には、在来生物の生息空間の確保などを目的とした湖岸緑地中主吉川地区の都市公園が整備されています。
- ・家棟川でのNPO法人による櫓(ろ)こぎ船による遊覧、中の池川での地元住民などによる桜並木やホタルの生息環境の手入れなど、河川の景観形成を図る取組みの継続が求められています。
- ・河川の生態系、河辺林などの保全が求められています。



野洲川



家棟川と遊覧船



童子川



中の池川



大山川



日野川

改善したい景観 創出したい景観

- ・河川内の除草・清掃などに加え、豊かな生態系を創出するとともに、並木や散歩道などの整備が求められています。
- ・かつて家棟川を中心に広がっていた生態系の回廊としての河辺林の再生が求められています。
- ・水が失われた水路があり、水流の復活によりせせらぎを取り戻すとともに、これらを管理する地元の体制構築が求められています。

② 田園景観

残したい景観

- ・ 広大な田園は、集落や神社仏閣、対岸の比良山系などと調和した野洲らしい景観を形成しています。
- ・ 田園の多くが農用地区域に指定され開発などが抑制されています。



田園景観

改善したい景観
創出したい景観

- ・ 田園内には、公共施設をはじめとする大規模建築物などが散在して立地しており、田園景観と調和した建築物の整備が求められています。
- ・ 菜の花やレンゲなどによる懐かしい景観の創出が求められています。
- ・ 田園の広がりの中にも、木々の緑を増やすことが求められています。



野洲市総合体育館

③ 集落景観

残したい景観

- ・ 古くより形成されてきた集落では、瓦屋根の和風建築が主体となって周辺の田園や里山などと調和した、野洲らしい良好な景観が形成されています。
- ・ ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例に基づく「近隣景観形成協定」が結ばれている地区があり、良好な景観形成に向けて自主的な取り組みが行われています。



三上山や田園と調和する集落



近隣景観形成協定

改善したい景観
創出したい景観

- ・ より魅力的な集落景観を形成していくため、建築物の色彩や意匠などの景観誘導や道路の修景整備などが求められています。

④ 歴史・文化景観

残したい景観

- ・ 御上神社、大笹原神社、兵主神社、錦織寺などといった古い歴史を持つ神社仏閣が数多く残され、兵主神社の楠叢林などの鎮守の森とともに、市街地・集落地における地域環境・景観上重要な役割を担い、歴史的な空間を特徴づけています。
- ・ 三上のずいき祭や兵主神社の例大祭をはじめとする各種伝統行事も、文化的な景観を形成しています。
- ・ 旧中山道や旧朝鮮人街道沿いは、昔ながらの近世以降のまち並みの面影が残っています。
- ・ 歴史がある旧朝鮮人街道の桜並木は、地元住民に管理され良好な景観を形成しています。
- ・ 「平家物語」で知られる本市ゆかりの祇王の求めにより、平清盛が開削した伝承をもつ水路である祇王井川の、周辺と調和した景観の保全が求められています。
- ・ 野田には、ヴォーリスゆかりの教会があります。



御上神社(国宝)



大笹原神社(国宝)



兵主神社庭園(国 名勝)



錦織寺



妓王寺



三上のずいき祭



旧中山道



旧朝鮮人街道の桜並木



祇王井川

改善したい景観 創出したい景観

- ・ 歴史的遺産を活かした景観整備が求められています。
- ・ 神社仏閣などから眺望できる周辺の建築物や周辺環境などについて、景観に配慮した整備が求められています。
- ・ 旧中山道や旧朝鮮人街道においては、旧街道としての魅力を高めるため、沿道建築物の景観に配慮した整備や標識の整備などが求められています。
- ・ 祇王井川においては、旧朝鮮人街道と一体となった景観整備が求められています。

⑤ 道路景観

残したい景観

- ・電柱のない箇所や街路樹・桜並木を有する区間では良好な景観が形成されています。
- ・市の中央部を通る野洲中主線からは、田園にたたずむ錦織寺と背景となる三上山とが調和した良好な景観を形成しています。

改善したい景観
創出したい景観

- ・主要幹線道路をはじめとする一部の路線の沿道においては、彩度の高い建築物や屋外広告物を含めた沿道景観の改善とともに、適切な清掃や除草、緑化の推進など、沿道住民による愛着のある取り組みが求められています。
- ・電柱については無電柱化も含めた景観への配慮が求められています。
- ・野洲川を渡る橋梁などにおいても景観に配慮した整備が求められています。



国道8号



主要地方道大津能登川長浜線

⑥ 公園・緑地景観

残したい景観

- ・希望が丘文化公園は、周辺の山並みと調和した四季折々の景観を形成しています。
- ・国史跡大岩山古墳群のうち3古墳を有する桜生史跡公園は、史跡と調和した良好な景観を形成しています。
- ・琵琶湖湖岸緑地、野洲川緑地、さくら緑地などの都市計画緑地は、建築物の立地が抑制されるとともに、レクリエーション施設などが整備され、良好な景観を形成しています。



希望が丘文化公園



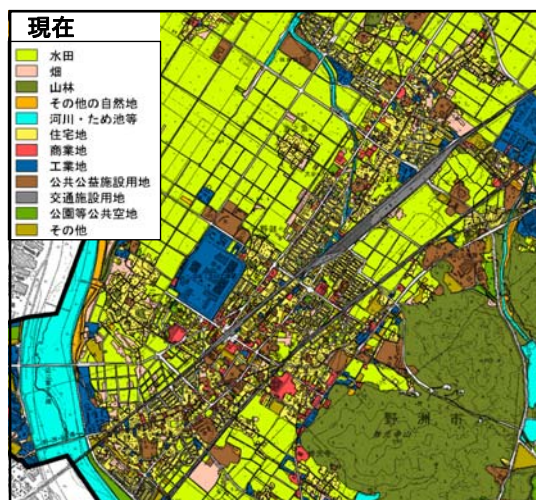
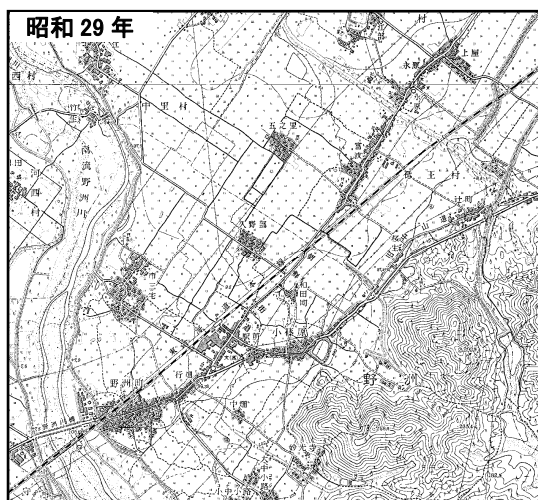
野洲川緑地

改善したい景観
創出したい景観

- ・花壇の設置やシンボルとなる樹木の植栽などが求められています。

⑦ 市街地景観

市街地拡大の変遷



資料：国土地理院旧版地図

【野洲駅周辺】

残したい景観

- ・ 駅前は市の玄関口であることから、シンボルである三上山の眺望の確保が求められています。
- ・ 駅前で冬季に実施されているライトアップは良好な景観の形成に寄与しており、取組みの継続が求められています。



野洲駅駅前広場からの三上山の眺め

改善したい景観 創出したい景観

- ・ 玄関口として魅力のある景観の創出が求められています。
- ・ 高層マンションや屋外広告物などが多数みられ、これらの景観誘導や乱開発の防止とともに、緑化による景観の形成が求められています。
- ・ 三上山の眺望を楽しむ視点場の整備が求められています。
- ・ 駅前の未利用地などにおいては、景観に配慮した整備が求められています。



野洲駅西側の高層マンション



野洲駅北側

【西河原周辺】

残したい景観

- ・ 高さの抑えられた比較的落ち着いた感じある良好な市街地景観の四方に山と田園の眺望が広がっており、良好な景観の保全が求められています。



【篠原駅周辺】

残したい景観

- ・ 低層の住宅を中心とした市街地によって良好な景観が形成されており、景観の保全が求められています。



改善したい景観
創出したい景観

- ・ 賑わいのある景観の形成が求められています。

【計画住宅地】

残したい景観

- ・ 久野部東地区、細流（せせらぎ）の郷地区、ホープタウン錦の里などでは、計画的に整備された住宅地があり、良好な景観を形成しています。



細流の郷地区

- ・ 良好な住環境を持続させるため、地区計画の設定や建築協定の締結などがなされ、これらの継続した取組みが求められています。

改善したい景観
創出したい景観

- ・ 今後、新たに作られる住宅地においても、緑化を推進するなど、周辺と調和した良好な景観の形成が求められています。

【大規模工場・大規模公共施設】

残したい景観

- ・野洲北中学校の校舎はシンボリックな景観を形成しています。



野洲北中学校

改善したい景観
創出したい景観

- ・野洲駅北側、三上、大篠原などには大規模工場が立地しており、周辺からの眺望に配慮した植栽などの景観整備が求められています。
- ・市内に点在して立地する大規模公共施設についても、緑化を推進するなど周辺の景観と調和した整備が求められています。



野洲川右岸



大篠原



野洲駅北側

2. 良好な景観形成に向けての課題

前項までの野洲市の景観の現状を受け、良好な景観形成に向けての課題を整理します。

① 野洲らしい景観の保全についての課題

三上山をはじめとする山並み、野洲川などの河川、琵琶湖といった自然景観、集落と調和した平地部の田園景観、各地域に点在する神社仏閣などの歴史・文化景観が、その背景に広がる大空と調和して野洲らしい景観を形成しており、これらの景観の保全が課題となっています。

② 良好な景観の改善・創出についての課題

野洲駅を中心に急速に広がった市街地や、国道8号をはじめとする主要幹線道路の一部などでは、派手な色彩の建物や屋外広告物などが見られ、周辺景観と調和しているとは言い難い状況にあります。また、大規模建築物などは景観に対し、大きな影響を及ぼしています。このため、良好な景観の形成に向けて、改善・創出が課題となっています。

③ 失われた景観についての課題

生活の利便性や安全性が確保されたことと引き換えに、昔ながらのまち並み、琵琶湖の葦群落、内湖、清水の流れる水路などのうるおいのある生活環境が失われつつあり、これらの景観の再生が課題となっています。

3. 景観形成の方針

前項までの野洲市の景観の現状や課題を受け、良好な景観を形成していくための方針を示します。

(1) 景観の将来像

大空を背景にした三上山をはじめとする山々から、広がりのある田園を流れる野洲川・日野川・家棟川などの河川を経て、日本最大の琵琶湖へとつながる「空間」は野洲の魅力ある景観を構成しています。そして、この景観は、先人たちの知恵と努力によって培われた歴史、文化、伝統と調和し、野洲らしい景観を形成しています。

現代に生きる私たちは、先人たちから受け継いだこの景観を守り、育てることにより、さらに美しい景観として次世代にしっかり引き継ぐという「時間」のつながりを大切にする必要があります。

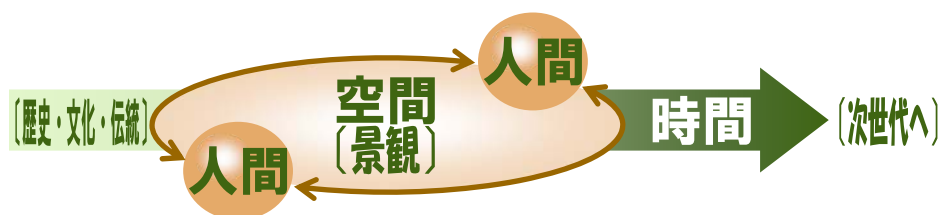
また、現代に生きる私たちが、野洲らしい景観を守り、育てることにより、ふるさと野洲に対する愛着や誇りを高め、私たち同士の「心のつながり」はもちろんのこと、野洲への来訪者にも「もてなしの心」で接することができる「人間」のつながりに通じていきます。

これら「空間」「時間」「人間」のつながりを踏まえ、以下のような将来像を掲げ、良好な景観の形成をめざします。

景観の将来像

『おおぞらのまち野洲 つながるふるさとの景観』

～山から琵琶湖へ 先人から私たちそして次世代へ～



良好な景観形成に向けての基本方針

- ① 自然、田園、歴史・文化景観が調和した野洲らしい景観の保全
- ② 市の活性化と一体的な良好な市街地景観の創出
- ③ うるおいのある景観の再生
- ④ 市民・事業者・公共との協働による景観の形成

『おおぞらのまち野洲

つながるふるさとの景観』

自然、田園、
歴史・文化景
観が調和した
野洲らしい景
観の保全

市の活性化と
一体的な良好
な市街地景観
の創出

うるおいのあ
る景観の再生

市民・事業者・公共との
協働による景観の形成

次世代へ

(2) 良好な景観形成に向けての基本方針

① 自然、田園、歴史・文化景観が調和した野洲らしい景観の保全

三上山を中心とした山地・河川・琵琶湖などの自然景観、田園・集落景観、神社仏閣や伝統行事などの歴史・文化景観など、これらが調和した野洲らしい景観を保全します。

特に、野洲のシンボルである三上山については、視点の対象となる三上山自体を引き続き保全するとともに、良好な眺望景観を確保していくため、道路も含めた視点場を設定し、ここからの眺望景観を保全していくこととします。

② 市の活性化と一体的な良好な市街地景観の創出

市街地や主要幹線道路沿道の建築物などについては、自然景観や田園景観などとの調和を図るため、形態・色彩とともに眺望の確保にも配慮します。

③ うるおいのある景観の再生

旧街道における昔ながらのまち並みや琵琶湖の葦群落、内湖、河辺林、清水の流れる水路などを取り戻すことにより、うるおいのある景観を再生します。

④ 市民・事業者・公共との協働による景観の形成

良好な景観を形成するにあたっては、市民・事業者・公共が協働で取り組むことが不可欠です。

そのために、主体となる将来を担う子どもたちを含めた市民、事業者などへ情報発信を行うとともに、景観まちづくりについて住民などと協働で検討するなど、市民の地域への愛着や誇りを育み、良好な景観を形成していこうという共通意識を高めていきます。

また、来訪者に対しても、良好な景観を享受していただけるよう、もてなしの気持ちで取り組んでいきます。



4. 実現に向けて

野洲市では、良好な景観を保全または形成するために、滋賀県景観計画の適用を受けるとともに、都市計画法、建築基準法、屋外広告物法、都市緑地法、自然公園法、農地法、森林法、文化財保護法など、さまざまな制度を活用※しています。また、市民・事業者・公共の協働により、野洲市環境基本計画に基づく、豊かな自然環境および良好な環境の保全に向けての取組みも進めています。

これらのうち、野洲市の景観施策の中心である滋賀県景観計画では、広域的な観点であるため、琵琶湖周辺、主要地方道大津能登川長浜線沿道及び大規模建築物等については、一定の景観への対応はなされているものの、野洲市の特性に応じた、きめ細やかな景観施策については、今後の課題となっていました。

そのため、滋賀県景観計画との整合を図りつつ、野洲市独自の景観計画などの新たな制度の適正な運用とともに、地域の景観特性や実状を勘案しながら、これまで取組んできた制度も積極的に活用し、野洲市の景観まちづくりを総合的・一体的に推進していきます。

※：資料編「野洲市における景観に関する法規制の概要・法規制状況図」参照

(1) 野洲市景観計画

野洲市は、景観法に基づいて景観行政を担う景観行政団体になり、景観計画・条例を定め、市民・事業者・公共の協働により、良好な景観を形成していきます。

『重点地区』の設定方針

良好な景観形成に向け、滋賀県景観計画において「琵琶湖景観形成地域」、「琵琶湖景観形成特別地区」、「沿道景観形成地区」に指定されている区域をはじめ、優先的に取組む区域を『重点地区』として設定します。

今後、関係住民などと協議を進めながら、景観形成に向けたルールづくりなどの取組みを進めることとします。

自然景観を保全する地区

- 三上山の眺望を保全していく地区
- 山地、琵琶湖、河川、里山、田園などの良好な景観を保全していく地区

歴史・文化景観を継承・再生する地区

- 先人により培われてきた歴史・文化景観を継承・再生していく地区

良好な市街地景観を形成する地区

- 市の玄関口である野洲駅の周辺地区
- 主要な幹線道路の沿道
- 景観まちづくりが進められている地区

景観計画での取り組み例

三上山の良好な眺望を確保するために行う建築物の景観誘導
沿道建築物等の景観誘導
集落での建築物等の景観誘導
大規模建築物等の景観誘導
景観計画に記載した事項に基づく道路や河川の修景整備 など

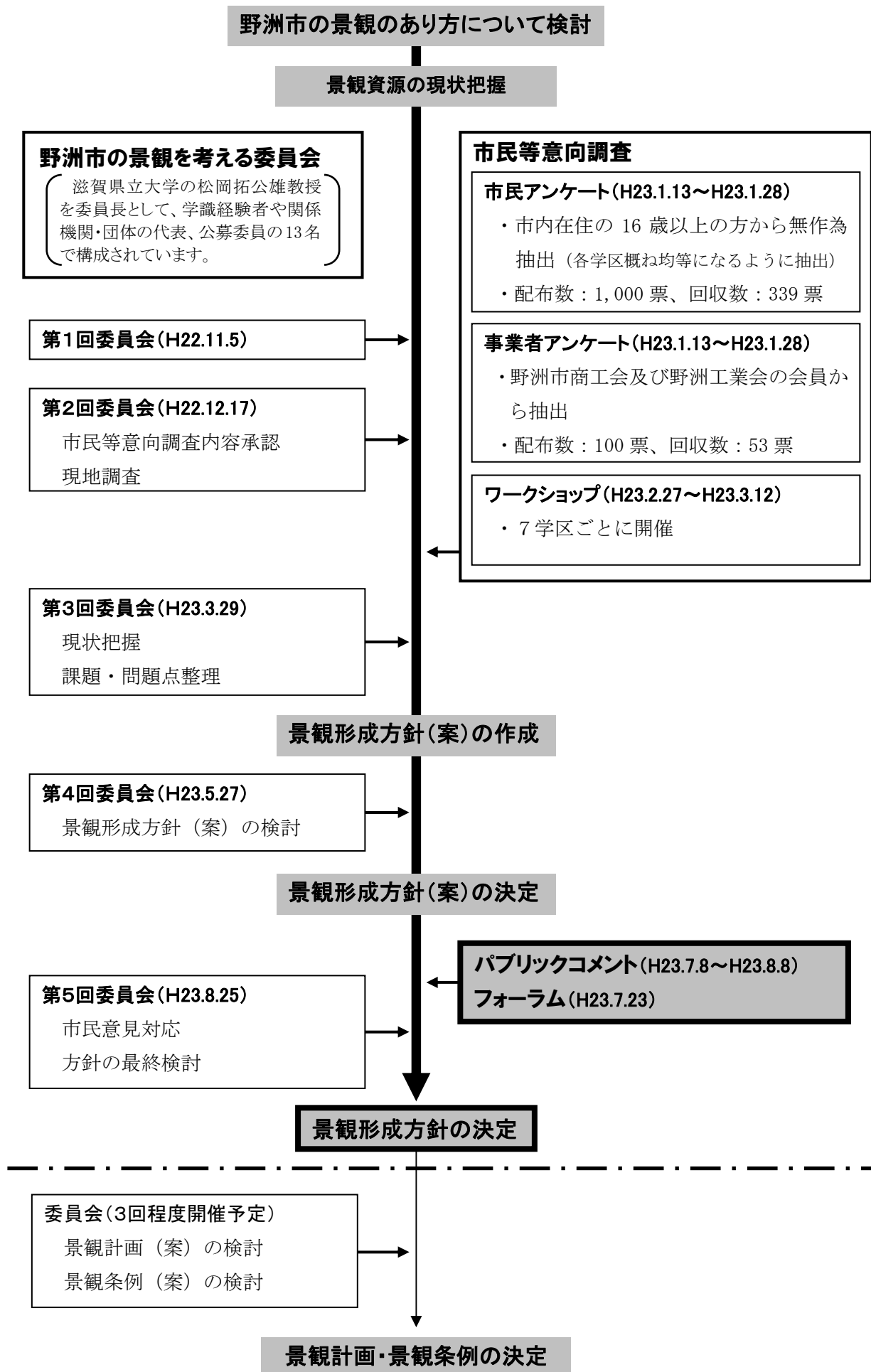
(2) 他制度

- ① 都市計画法
- ② 景観農業振興地域整備計画
- ③ 重要文化的景観
- ④ その他

資料編

- ・野洲市景観形成方針作成の流れ
- ・市民等意向・委員意見の整理
- ・野洲市における景観に関する法規制の概要
- ・野洲市における景観に関する法規制状況図

野洲市景観形成方針作成の流れ



市民等意向・委員意見の整理

凡例：①委員意見[黒字]、②市民アンケート（30%以上）、③事業者アンケート（30%以上）、④市民ワークショップ（①②③以外のご意見）、⑤市民アンケート自由意見（①～④以外のご意見）

項目		現状	残したい	改善したい 新たに創り出したい
自然景観	空		朝日や夕日のほか、綺麗な細い月を見られるほど空が広い	
	山地・丘陵	- 妙光寺山、鏡山などの山並みがある - 御池と三上山との組み合わせは良い。特別な感懐はない	- 向山周辺 - 里山景観を残したい（40.7%）（47.2%） - 里山の保全 - 大篠原に残る里山 - 岩谷墓地 - 野洲中近くの段々畑 - 比良山を望む田園風景 - 御池は今のままにしておく	- 森の緑の再生 『里山景観』に「建物周辺の緑化（35.8%）」のルールが必要 - 比良山を背景とする景観保全（電線が入らないように） - 里山を自然放牧場や公園等に活用すべき。ビオトープの創出
	三上山	- 野洲らしい：三上山の眺望景観（41.3%）（30.2%） - 我が国を代表する近江富士がある	- 三上山の眺望景観を残したい（51.3%）（60.4%） - 三上山を背景とする景観の保全 - 各地域から見える三上山の眺望と景観 - 野洲川などの河川と調和した眺めを保全したい（60.2%） - 川田大橋から中山道野洲川橋間からの三上山の眺望（市三宅あたりの堤防林の保全・野洲駅周辺のマンションや大規模工場が視界に入るようになった） - 野洲川橋や野洲川からの眺望 - 田園と調和した眺めを保全したい（56.0%） - 三上地区の国道8号と新幹線の間からみた三上山の景観保全（新幹線北側で遊休している水車の活用） - 北野小校舎からの三上山の眺望（学生が誇りをもっている） - 御上神社や錦織寺などの神社仏閣と調和した眺めを保全したい（34.5%） - 琵琶湖沿岸からの眺めを保全したい（44.5%） - 良好な眺望ができる景観スポットの設定	『三上山の眺望景観』に「建物の高さ（33.3%）」のルールが必要 - 三上山の良好な眺望を形成するための周辺の建物への規制等 - 三上山の眺望を確保するために、道路を広く取り、視点場となる公園を整備するしかない - 野洲駅からは三上山が少ししか見えない - ナラ枯れの改善 - どの向きから見ても三上山がきれいな景色 - 桜や広葉落葉樹の植栽
	琵琶湖沿岸	- 白砂青松（砂浜と松並木） - 葦群落がある - 蓮池の里多目的公園・江口川親水公園は、湖岸沿いの景観の典型 - 吉川の内湖はゴミがない状態で管理されている	- 琵琶湖沿岸の景観を残したい（44.5%）（54.7%） - 湖岸景観の保全 - あやめ、マイアミ浜は手を加えないこと（昔に比べ自然が壊れて残念） - 湖岸からの琵琶湖・比良山の眺望は良好 - 砂浜・松林の保全 - 湖岸道路からみた田園景観 - 夕日ヶ丘から見る琵琶湖 - 吉川湖岸緑地公園の保全 - 江口川親水公園の有効活用 - 三上山からの琵琶湖の眺め	- 葦群落や内湖（野田沼等）の復元 - 公園化をはかり眺望を楽しむ場所にすべき - 湖岸道路沿いの野積み・ゴミ

項目		現状	残したい	改善したい 新たに創り出したい	
自然景観	河川	野洲川	・野洲川の豊かな水の流れ	・野洲川沿いの景観を残したい (31.3%) (39.6%) ・沿川景観の保全 ・市三宅・竹生間の北流跡地を整備して遺構として保存する ・河川敷の維持 ・市三宅の付近の旧野洲川の竹やぶ。堤の風景 ・河辺林の保全。放置林の維持 ・旧河川跡を残す	・野洲川河原の雑木材の伐採をして野洲川の中を整備 ・野洲川最後の河辺林を自然林として整備 ・吉川緑地をもっと森っぽく ・土手への花の植栽
		日野川		・日野川沿いの景観 (32.1%) ・改修後の「日野川の森」の保全	・散歩コース
		家棟川	・市内の山、川、琵琶湖へ注ぐ市内唯一の川	・家棟川の景観保全 (桜並木・カラシナの花) ・小南・比留田間の左岸の樹木の保全 ・河口付近は建物がなく、平坦な田園と三上山が眺望できるので今後も建物ができないように ・四季折々の風景	・家棟川での良好な景観の形成 ・家棟川の除草
		童子川		・童子川の景観	・童子川の市の中央部を流れるという立地性を活かした新たな眺望スポットの創出 ・童子川の改修・除草 ・童子川に川辺林や桜並木を ・ホタルのいるせせらぎをつくる ・桜並木をつくる
		新川			
		中の池川		・中の池川から童子川への堤防の風景 (桜並木、四季の風景) ・中の池川のホタルを残していきたい	・下流部から三上山の眺望が良いので河川沿いに植栽する
		光善寺川			・光善寺川の竹藪の改善 ・親水空間の創出 ・ごみの清掃 ・歩道・自転車道の活用 ・遊歩道、花街道の創出 ・ふるさと農道の高木の撤去 ・河川内の除草
		大山川			
		祇王井川	・歴史的・文化的魅力がある	・祇王井川沿いの景観を残したい (37.7%) ・野洲小前・生和神社前 (周辺と調和した保全整備がされている) ・祇王幼稚園前から 300m程度の区間 (住宅と調和し、住民により維持管理がされている) ・石垣などを景観に活用するべき	・祇王幼稚園前の暗渠化された箇所の改修 ・祇王井川の景観 (野洲駅前から祇王学区まで) ・ホタルや魚を多く
		小河川		・集落を流れる小川	・街中にせせらぎを取り戻す (野洲川の改修で水が流れなくなった) ・集落内の水が流れる水路の復活 (河川改修で水が流れなくなったり、暗渠化されたりしている。) こうした水の景観は「ふるさと」の大切なイメージある。復活が困難であっても、土手などに植栽するなどして川であることの演出が必要 ・利便性を望む地元意向で水路が暗渠化されている。自然的な水路景観を残すためには、維持管理などの不便さを受け入れるなど、地元の意識改革が必要 (琵琶湖湖岸・吉川内湖も同様)

項目			現状	残したい	改善したい 新たに創り出したい
自然景観	河川	河川全般		・ 魚の泳いでいる川・ホタルやカワセミのいる川 ・ 河辺林の保全	・ 河辺林の緑の再生（市街地内含む） ・ ホタルやザリガニなどといった象徴的なものを通した保全活動の実施 ・ 童子川・家棟川・間宮川、旧野洲川廃川跡の除草 ・ 多自然型の川づくり ・ 河川の清掃
	自然全般			・ 野洲市は、三上山を中心とした山並み、野洲川と日野川に挟まれた広大な平野、日本一の琵琶湖を有することが特徴 ・ 人と自然が調和する景観 ・ 豊かな自然を保護・保全する	・ 自然を活かしたまちづくり ・ 緑の多いまちに
田園景観			・ 野洲らしい：田園景観（33.0%） ・ 広大な田園風景がある。（悠紀の里、柿木原、みくらの里、こがねなすにしの里） ・ 田園風景は気に入っている	・ 田園景観を残したい（38.6%）（37.7%） ・ 錦織寺の伽藍を含む田園風景 ・ 家棟川河口付近の田園地帯が良い ・ 中主からの野洲・比良方面の田園風景は雄大 ・ 中主・比留田・野田・安治、菖蒲周辺の美田を大切に ・ 住宅の乱立の抑制 ・ 古くからある田園景観 ・ 四季折々の田園風景 ・ カントリーエレベーターは派手にならないように ・ びわこ学園横の田園風景 ・ 田んぼが宅地化しないように	・ 田園の広がりの中にある大規模建築物の景観への配慮が必要（高さ・幅・色彩） ・ 野洲学区の西林寺近くの石仏のある景観に大規模な建物が邪魔になる ・ 田畑に菜の花・れんげ・ひまわりを植える ・ 仁保橋周辺の景観 ・ 田園の広がりの中にも木々の緑を増やすべき
集落景観			・ 野洲らしい：田園と調和した集落景観（31.9%）	・ 田園と調和した集落景観を残したい（34.5%）（35.8%） ・ 旧中主での県の「近隣景観形成協定」の取組 ・ 集落内の水辺 ・ 統一感のある瓦屋根	・ 集落内の通過交通の排除 ・ 集落内の道路を茶色などにできないか ・ 集落の建物についてもある程度、色彩や意匠を規制していくべき
歴史・文化景観	歴史・文化全般		・ 神社仏閣（錦織寺、兵主大社、御上の森、各字の神社仏閣）がある ・ 旧中山道・旧朝鮮人街道がある	・ 神社仏閣や社寺林の景観を残したい（53.7%）（62.3%） ・ 兵主大社周辺の景観（参道の松林） ・ 兵主大社の楠叢林（ワリノ）は、県の6つの緑地指定の一つである ・ 神社・寺院の伝統行事の継続及びPR（屯倉神社の相撲） ・ 各地域の神社仏閣（大笹原神社、長島の神社、国主神社、春日神社、薬師寺、岩蔵寺、御上神社、妙光寺山南東にあるお不動さん、菅原神社、妓王寺） ・ 歴史を積極的に組み入れる ・ 兵主大社の参道松並木・森 ・ 錦織寺の門前や周辺の景観 ・ 鎮守の森の保全（行事神社等） ・ 野田の近くにあるヴォーリス建築 ・ 古墳（大岩山古墳群） ・ 古い家・蔵・小屋、細い道の保護	・ 『神社仏閣や社寺林の景観』に「建物周辺の緑化（34.5%）（37.7%）」のルールが必要 ・ 重要文化財などの文化性の活用 ・ 古墳景観の保全 ・ 兵主大社から見たさざなみホール ・ 兵主大社の庭園は国指定の名勝なので、琵琶湖から水を引いて舟を浮かべたら風情がある ・ 歴史を市民に伝えることにより景観を大切にする（屯倉神社・朝鮮人街道と中山道の分岐点、北村季吟） ・ 妓王寺周辺の整備 ・ 木部天神古墳周辺 ・ 永原御殿の史跡整備

項目		現状	残したい	改善したい 新たに創り出したい
歴史・文化景観	旧中山道 旧朝鮮人街道	・歴史的建造物と現代的建造物が混在して不揃い	・旧中山道や旧朝鮮人街道沿いの景観を残したい（42.2%） （41.5%） ・朝鮮人街道の桜並木の保全 ・中山道 ・風情の保全	・『旧中山道や旧朝鮮人街道沿いの景観』に「建物のデザイン（30.2%）」のルールが必要 ・旧街道の有効活用 ・中山道や行商商店街の活性化 ・街並みの保存にともなう、家屋の修景等への行政の支援 ・朝鮮人街道を「朝鮮通信使街道」など、分かりやすい名称へ変更しては ・街道から見える野洲駅周辺のマンション群が景観を損ねているので、上を見ないように、案内板を充実させては ・史跡への標識の設置 ・朝鮮人街道と中山道の分岐点にしっかりした標識が必要 ・中山道の復元 ・装飾舗装にしては
	国道8号			・国道8号などの幹線道路沿いの景観を改善したい（36.6%） ・『国道8号などの幹線道路沿いの景観』に「屋外広告物の大きさなど（33.3%）（37.7%）」、「建物周辺の緑化（30.2%）」のルールが必要 ・幹線道路の植込みの除草が必要 ・国道8号沿いの営業していない放置された店舗
	大津能登川長浜線	・野洲駅西側で、景観を阻害する建築が進む可能性がある		・ゴミの散乱の防止 ・沿道の広告物の改善
	野洲中主線	・交通量も少なく、田園の中の良好な景観を保つ ・童子川と西河原の間に新しく電柱が建てられ残念 ・広々とした眺望で、野洲平野にいることを感じる	・JRとの交差部が開通して、交通量が増えても景観が壊れないように ・虫生・木部間は電柱が建っていないので維持してほしい ・田園・琵琶湖・山並みがマッチしているのでもこのまま残してほしい ・街路樹の保全	・野洲中主線と錦織寺を結ぶ里道の電柱を迂回させるなどして撤去できないか（歴史的景観として大切にしたい） ・小学校の白白とするのはいただけない。遠くのビルも同じ。（目立たないように色彩に配慮するべき） ・沿道の広告物の改善、街路樹の剪定
道路・鉄道景観	道路全般		・市道乙窪比留田線の街路樹の保全 ・旧野洲川右岸道路の電柱の無い景観 ・野洲小学校周辺の道がきれいに舗装されている ・竹生の新道の桜並木	・全区間を一度に規制することは難しいので、居住地域などに絞って、植栽の促進、派手な色彩の看板や建物等の立地を抑制してはどうか。沿道の居住者等が愛着を持つことが大切。（朝鮮人街道やバイパスも同様） ・新たな並木道の創出 ・道路沿いの緑化 ・街路樹の手入れ ・道路上の電線は景観に良くないので、目立たないようにするべき ・幹線道路沿いの緑化（大津湖南幹線） ・小富士橋の塗り替え時に周辺と同化するように ・野洲駅や篠原駅に公園的な大きな駅前広場があると良い
	鉄道		・JR在来線・新幹線との調和	

項目		現状	残したい	改善したい 新たに創り出したい
公園・緑地景観			希望ヶ丘公園の緑地・ダム	『公園・緑地等の景観』に「建物周辺の緑化(35.4%)(37.7%)」のルールが必要 - シンボルとなる樹木の植栽 - 竹藪の維持 - 木の成長を見据えた適正な植栽の実施 - 桜生公園の景観 - 公園の緑、花壇が少ない - さくら緑地の桜を多く - マキノのメタセコイヤ並木道のようなものを創りたい - グランドゴルフ場(芝)、桜並木、公園を創りたい
市街地景観	野洲駅周辺	- 大規模マンションで眺望できない - 駅から三上山の眺望にビルが邪魔をしている - アサヒビール跡地の開発は景観への影響が大きい	- 市の玄関口として三上山の景観を守りたい - 駅前のライトアップ	- 野洲駅周辺の景観を改善したい(38.9%)(30.2%) 『野洲駅周辺の景観』に「建物のデザイン(32.1%)」「建物の色彩(30.2%)」「建物周辺の緑化(30.2%)」「屋外広告物の大きさなど(30.2%)」のルールが必要 - 市の玄関口として魅力ある景観を形成していくべき - アサヒビール跡地は野洲市が買収することが望ましい。滋賀銀行横の地所を含めJRの駅舎に合わせた高さの和風建築としては(観光案内所を含めた多目的ビルに) - 高層建築が建ってしまったので、野洲駅上に三上山を眺める待合室を作っては - 自然・緑のある景観とすべき - 歩道をカラー化しては - パチンコ屋は景観を損ねる - 高層マンションはこれ以上増やさない。高さ制限も必要 - 駅前にペDESTリアンデッキを作っては - 緑豊かな広場とにぎわいを - 乱開発の防止 - 駅前がさみしいので開発を望む
	西河原周辺	- 道路沿いにコンビニ・事務所が混在 - 四方に山容と平野が広がる	- 高い建物は不要(制限が必要) - 中里学区に高層建築は不要(3～4階建まで)	
	篠原駅周辺		- 木造の家並 - 工場などは誘致せず住宅地として保全する	- 篠原駅周辺の景観 - 駅周辺の良好な住環境
	住宅地の景観		- 計画的に整備された住宅地 - 富波野住宅 - 小篠原の区画整理地内の住宅地の景観	『計画的に整備された住宅地の景観』に「建物周辺の緑化(39.6%)」のルールが必要 - 新興住宅地の緑化 - 周辺からみたリバーサイドタウンの景観

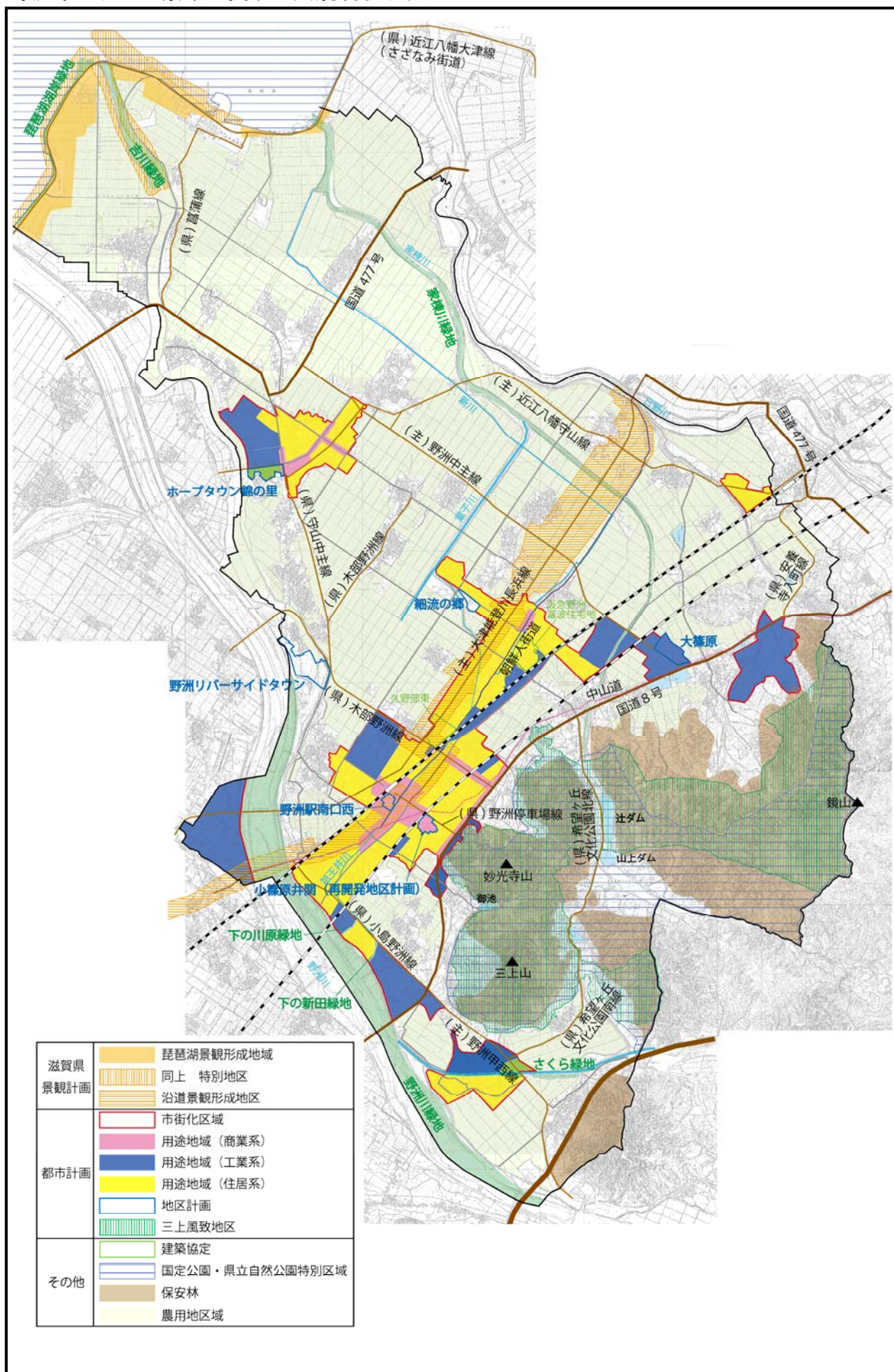
項目		現状	残したい	改善したい 新たに創り出したい
	大規模工場 大規模公共 施設		・ 野洲北中学校の校舎 ・ 無計画に大きな建物は建てない	・ 『大規模工場のある景観』に「建物周辺の緑化（30.1%）（41.5%）」のルールが必要 ・ 公共施設で景観を損なわないように ・ 野洲駅北側の大規模工場の建物の高さが高い・緩衝林が衰退 ・ 工場周辺の緩衝林の回復 ・ 野洲駅周辺の三上山付近の工業群 ・ 篠原にある大規模工場の景観（色・高さ） ・ 学校などの公共施設周辺の緑化 ・ 公共建築物について大規模でも木造にしては ・ 図書館周辺の美化
	市街地全般		・ 高い建物を沢山建たないように	・ 守山市との境界付近（県道小島野洲線）沿いにあるピンク色の建物 ・ 大きな建物と色彩が目立ち、背景の自然と調和していないので、塗り直しや植栽により目立たないようにすべき。指導する立場の行政が先行的に取り組むことで、市民からも支持され、意識改革にもつなげる ・ 新たに建築するときは地域にマッチするように ・ ダイハツの社宅を改善したい ・ 今あるものを改善することも大切
資材置き場				・ 資材置き場の景観（周辺を覆うなど）
屋外広告物				・ 看板を規制すべき
観光・レクリエーション				・ 観光案内スポットの創出 ・ 観光スポット等を結ぶ回遊ルートの創出 ・ 分かりやすい地図や標識の設置

項目	現状	残したい	改善したい	新たに創り出したい
景観全般	・ 大空、月、雲、山並み、里山、琵琶湖、河川、田畑、集落、田園、文化財、歴史街道、公共施設空間、市街地、新幹線、飛行機 ・ 仕事風景（伝統工芸・先端産業の工房、商業、農林水産） ・ 祭（新旧）、催事 ・ 生活風景 ・ 生態系空間 ・ 四季、時間、気象、ビューポイントの移ろい ・ 景観に関する言葉が学校の校歌に多く出てくる ・ 野洲らしい景観が薄れている	・ 今ある景観の維持・保全 ・ 「日本の良い景観が凝縮した景観のまち」を売りにする ・ 生き物や自然現象も踏まえた景観 ・ 個々の景観と市域全体との調和 ・ 自然の雄大さと人々の営みの調和 ・ 田んぼ・集落・寺院・背景の山並みとの調和 ・ 住んで良かったと言える景観を次世代に引き継ぐ ・ 景観を育てる ・ 野洲市の抱える課題との整合 ・ 景観が悪くなる景況を少なくする ・ 心を安定させるために景観の安定を ・ 絶景ポイントの設定・整備 ・ お客さんに来ていただき、もてなすこと ・ 行政がまちづくりの方向性を明確にするべき ・ 景観の指標値をイラスト等で示しては ・ 俳句、短歌を読みたくなるまちづくり ・ 美しい町に ・ 景観は長期間取組む。長続きする取組み	・ 大規模な取組みをする ・ 各地域の特性を活かす ・ ビジョンが大切 ・ 市全体として、工業地・住宅地・緑地等の配分を考える ・ ふるき良いものを残し、新しいものを調和させる ・ 景観の取組みで集客につながればよい ・ 五感で感じる景観 ・ 今の野洲には景観は必要ない ・ 野洲らしさを活かす ・ 駅前以外は今の景観を最低守る ・ 日常的に居心地のいい景観に ・ 野洲市景観 10カ所の選出 ・ 景観よりも住みやすいまちに	
住民参加等		・ 地区の住民と一緒に景観づくりに取組むことのできる仕組みが必要（40.4%） ・ 住民、事業者、行政がともに景観について考える協議会の設置が必要（35.4%） ・ 住民と行政が一体となって野洲市を創りあげる ・ 住民に維持管理をはたらきかけ、意識改革につなげ気運を高めることが必要。市民ぐるみの努力が必要 ・ 住民の主体的な取組みに対する行政のサポート ・ 景観に関する取組について住民に情報提供するべき ・ 各々の学区の取組みが、市全体の調和につながる ・ 景観に対する住民の意識が高いので、清掃等を通してまちをきれいにする取組みを促す ・ これからの街を支えていく子供達と共に取組む ・ 景観保全の教育が必要。（リーダーとなる人材の育成） ・ 将来を担う子供たちの意識を変えることが景観を良くする一番の近道 ・ 地域住民の意見を良く聞くこと ・ 自治会の積極的な参加が必要		
ルール等		・ 良好な景観を形成するための新たな規制の導入 ・ 色を規制するのではなく、推奨する色を設定し、徐々に協力してもらう ・ 経済活動を優先にするべき ・ 経済活動の妨げにならないルールが必要		
開発指導		・ 区画整理などをして整然とした街並みにするべき ・ 大きな土地が細分化されないような仕組みが必要		
電柱		・ 電柱の無い街並みは美しい		
維持管理		・ 美化活動、樹木の剪定、不法投棄の処理		

野洲市における景観に関する法規制の概要

根拠法	名 称	概 要	景観への作用
景観法	滋賀県 景観計画	滋賀県下（景観行政団体の市を除く）の良好な景観の形成に向けた行為の制限などを定めた計画で、野洲市では、景観重要区域として、琵琶湖湖岸の琵琶湖景観形成地域（特別地区を含む）と大津能登川長浜線沿道の沿道景観形成地区において区域特性に応じた景観誘導を行っている。景観重要区域以外では、大規模な建築物に対して景観誘導を行っている。	計画に沿った良好な景観形成に向けて、直接的に作用している。
ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例	近隣景観形成協定	自治会や町内会などにおいて、建物の形や色彩の調和、緑化など景観形成に関する事項について、お互いに取り決め（協定）を結び、相互に協力して美しい住みよいまちづくりを進めていく制度。	協定に沿った良好な景観形成に向けて、直接的に作用している。
都市計画法	市街化区域	既に市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。 住居系、商業系などの用途地域を定め、指定用途ごとに、建築できる建物用途、建ぺい率、容積率などの制限をうける。	指定用途ごとに建築できる建物用途、容積率などが指定されており、それに応じた景観が形成される。 一部の指定用途では、建築できる建物用途の幅が広く高さ制限も無いので、様々な用途・高さの建築物が混在した景観となる可能性がある。
	市街化調整区域	市街化を抑制すべき区域。農業従事者の住宅やこれに関する公益的な施設などの建築などは認められるが、市街化を促進するような建築などは認められない。	建築物の乱立による景観の乱れは少ない。しかし、景観に調和しない、左記の建築物が新たに立地する可能性もある。
	地区計画	地区の特性に応じて、建築物の用途、形態・意匠、高さなどのルールを用途地域よりも詳細に定めることができる。	形態・意匠などのルールを適用できるので、街並み誘導が可能。
	風致地区	都市の風致を維持するために定める地区で、建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採などが制限される。	周辺の風致との調和が図られることから、自然と調和した建造物や緑の多い景観となる。
都市計画法 建築基準法	【参考】 開発行為等に関する指導要綱	一定規模以上の開発行為や建築などを行う場合の機能を主とした許可基準が示されている。	機能面を主とした規制・誘導を行うもので、景観への作用は少ない。
建築基準法	建築協定	地区の特性に応じて、建築物の用途、形態・意匠も詳細に定めることができる。指定には区域内住民などの全員合意が必要。	形態・意匠などのルールを適用できるので、街並み誘導が可能。
自然公園法	自然公園 （国定・県立）	優れた自然の風景を保護するとともに、その中で自然に親しみ、野外レクリエーションを楽しむことができるように指定された公園で、開発行為などが制限されている。	特別地域で開発行為などを行う場合は、知事の許可が必要であり、自然風景が保護されている。
森林法	保安林	水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成など、特定の公共目的を達成するため指定された森林で、立木の伐採、土地の形質の変更などが制限されている。	原則、管理目的以外は立木の伐採が規制されているため、森林景観が保全される。
農業振興地域の整備に関する法律 農地法	農用地区域	市の定める農業振興地域整備計画の農用地利用計画において定められた長期にわたって保全すべき農用地で、農地の転用などが制限されている。	開発が抑制され、農地が保全されることで、田園風景が保全される。

野洲市における景観に関する法規制状況図





野洲市